

全建事発第 008 号
令和 2 年 4 月 9 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
工事及び業務の対応について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に伴う工期の見直しや請負代金額の変更、施工の継続が困難な場合の一時中止の対応等については、2月26日付の事務連絡「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」で、国土交通省から地方公共団体宛に通知を行った旨の連絡をしたところです。

このたび、令和2年4月7日に内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言がされたことを受けて、国土交通省から地方公共団体および民間発注団体宛に別添のとおり、工事及び業務の対応について通知を行った旨の連絡がございました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

（担当）事業部 平井

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp